



年金

**〔国民年金〕保険料の申請免除
受付けが始まります
(平成17年度分)**

保険料を納めることが困難なときは、未納のままにせず免除制度をご利用ください。社会保険事務所の承認により、最大1年間(7月分～翌年6月分)の保険料が免除されます。

申請免除の種類

免除には2種類あります。

(全額免除)

保険料全額を免除

(半額免除)

保険料半額を免除

審査内容

本人及び同じ世帯内の配偶者、世帯主の平成16年中の所得額を審査します。

手続きに必要なもの

- ① 認印(本人申請は不要)
- ② 平成17年1月2日以降に転入された方は、平成16年中の所得証明書
- ③ 平成16年4月以降の失業に限り、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票、又は離職者支援金の貸付決定通知書

職票、又は離職者支援金の貸付決定通知書

注意点

- ① 平成16年中の『審査対象者全員』の所得額が確認できないと申請できません。
- ② 承認期間は1年単位です。昨年度、申請免除の承認を受けてる方で引き続き免除を希望される方は、再度申請が必要となります。
- ③ 半額免除は、半額の納付がなければ未納扱いとなります。
- ④ 学生は、「学生納付特例」での申請になります。なお、今年度の申請免除の受付けは7月からです。

役場町民課年金係
☎985-4106



介護

**65歳以上の皆さんへ
平成17年度介護保険料の
普通徴収がはじまります**

介護保険料の納め方には、年金から天引きされる「特別徴収」と金融機関などを通じて個別に納付書でお納めいただく「普通徴収」の2通りがあります。老齢年金が年額18万円以上(月額1万5000円以上)の方は特別徴収になり、年額18万円未満の方が普通徴収になります。

ご注意ください！

こんな時は普通徴収になります

- 年度途中で65歳になった場合
- 年度途中で転入した場合
- 年度途中で保険料額が変更になった場合
- 平成17年4月1日の時点で老齢年金を受給されていない場合

※障害年金、遺族年金、老齢福祉年金は特別徴収の対象となりません。

保険料の決まり方

段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
対象者	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者(住民税非課税世帯)	世帯全員が住民税非課税の方	本人住民税非課税の方	本人住民税課税で合計所得金額200万円未満の方	本人住民税課税で合計所得金額200万円以上の方
納付額	21,600円 (基準額×0.5)	32,400円 (基準額×0.75)	43,200円 (基準額)	54,000円 (基準額×1.25)	64,800円 (基準額×1.5)

※ 普通徴収の方は便利な口座振替をご利用ください。口座振替を申し込まれていない方、郵便局は毎月25日、郵便局以外の金融機関は毎月27日が振替日となります。休日の場合は、翌営業日となります。

7月の納税

固定資産税 第2期
国民健康保険税 第1・全期

口座振替日は
銀行・信金・郵便局 7月25日(月)
農協 7月27日(水)

※郵便局の口座振替日が27日から25日へ変更となりました。
～無駄じゃない 少しの税で 花が咲く～

問い合わせ
役場介護保険課総務管理係

☎985-41115

期別	納期限
1期	8月1日(月)
2期	8月31日(水)
3期	9月30日(金)
4期	10月31日(月)
5期	11月30日(水)
6期	12月26日(月)
7期	1月31日(火)
8期	2月28日(火)
9期	3月31日(金)

納期のお知らせ